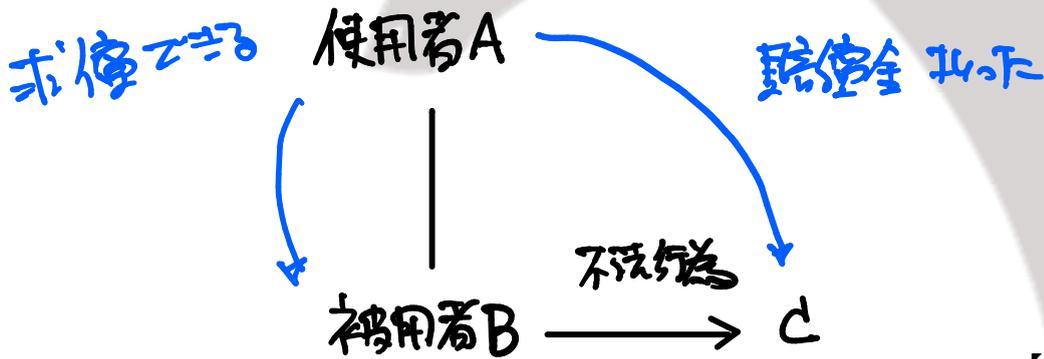


不法行為 使用者責任 宅建 H11-09-4 《#765》

【問】 正誤をつけよ。

Aの被用者Bが、Aの事業の執行につきCとの間の取引において不法行為をし、CからAに対し損害賠償の請求がされた。AがBの行為につきCに対して使用者責任を負う場合で、AがCに損害賠償金を支払ったときでも、Bに故意又は重大な過失があったときでなければ、Aは、Bに対して求償権を行使することができない。



【答え】 誤り

《ポイント》 使用者等の責任 【★基礎必須】

1 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

(民法 715 条 1 項本文、3 項)



⇒ 使用者の被用者に対する求償は、信義則上相当と認められる限度に制限される。(最判昭 51.7.8)

